

## 青梅市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月20日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の対象となる子の範囲を拡大したいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

青梅市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業の承認が、産前の休業を始めまたは出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業または出産にかかる子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業の承認が、第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認にかかる子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号アまたはイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求にかかる家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）または養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第9条中「第41号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を、「による育児時間」の次に「または勤務時間条例第18条の6の2第1項に規定する介護時間」を、「当該育児時間」の次に「または介護時間」を加える。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

青梅市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
要綱

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、育児休業の対象となる子の範囲を拡大しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 育児休業の対象となる子の範囲の拡大（第2条の2関係）

育児休業の対象となる子の範囲に「養子縁組を希望する養育里親である職員（当該職員が養子縁組里親になることを希望したが、実親の同意が得られず、養育里親になった場合に限る。）に対し、児童相談所から委託をされた子」を加える。

(2) その他所要の規定の整備

3 施行期日

平成29年4月1日

青梅市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第30号）

改正後	現行	備考
<p>第2条 略</p> <p><u>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</u></p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</u></p> <p>第2条の3 略</p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p><u>（1） 育児休業の承認が、産前の休業を始めまたは出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業または出産にかかる子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>ア 死亡した場合</p> <p>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</p> <p><u>（2） 育児休業の承認が、第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認にかかる子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>ア 前号アまたはイに掲げる場合</p> <p>イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求にかかる家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の</p>	<p>第2条 略</p> <p>第2条の2 略</p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p><u>（1） 育児休業をしている職員が産前の休養を始め、もしくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、または第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休養もしくは出産にかかる子もしくは同条に規定する承認にかかる子が死亡し、または養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p>	

<p>審判が確定した場合を除く。) または養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(部分休業)</p> <p>第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、1日を通じて2時間(部分休業により養育しようとする子について、職員(青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成16年条例第25号)の適用を受ける職員を除く。以下この条および次条において同じ。)が青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和26年条例第41号。以下「勤務時間条例」という。))第15条第1項の規定による育児時間または勤務時間条例第18条の6の2第1項に規定する介護時間を承認されているときは、2時間から当該育児時間または介護時間を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>(2)～(5) 略</p> <p>(部分休業)</p> <p>第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、1日を通じて2時間(部分休業により養育しようとする子について、職員(青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成16年条例第25号)の適用を受ける職員を除く。以下この条および次条において同じ。)が青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和26年条例第41号_____))第15条第1項の規定による育児時間_____を承認されているときは、2時間から当該育児時間_____を減じた時間)を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</p>	
<p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>		